

第七十三回 帝國議會 支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉 特別委員會議事速記録第一號

付託議案 支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル法律案

委員氏名

- 委員長 男爵大森 佳一君
副委員長 子爵豊岡 圭資君
侯爵久我 通顯君
潮 惠之輔君
男爵沖 貞男君
岡田 文次君
油井 徳藏君
宇野 勇作君
辻 兵吉君

昭和十三年三月十七日(木曜日)午後一時 四十九分開會

○委員長(男爵大森佳一君) 委員長ハ甚ダ

不慣レデゴザイマスガ、宜シクドウゾ御願ヒ致シマス、ソレデハ支那事變ニ際スル應召者ノ選舉權、被選舉權ニ關スル法律ノ委員會ヲ是ヨリ開會ヲ致シマス、如何デゴザイマセウ、政府ヨリ坂地方局長ガ見エテ居リマスガ、本案ニ關スル政府ノ觀ル所、意嚮ヲ承ツタラ如何カト思ヒマスルガ……

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○委員長(男爵大森佳一君) ソレデハ政府ノ……

○政府委員(坂千秋君) 甚ダ僭越デアリマスルガ、私カラ、是ハ議員ノ出シマシタ法案デゴザイマスルノデ、此ノ案ヲ見マシテ政府ガドウ云フ氣持ヲ持ツテ居ルカト云フコトヲ一應申上ゲタイト思フノデアリマス、支那事變ガ起リマシテ、今回ハ特ニ年齢ノ相當達シマシタ人、四十前後ト云フヤウナ人ガ多數ニ召集セラレマシタ、是ハ從來餘リナイコトデアリマシテ、從ヒマシテ餘リ豫想セラレテ居ラナカッタコトノヤウニ思フノデアリマスガ、此ノ事實ガ起リマシタ爲ニ、相當年齢ノ達シタ人デアリマスノデ、既ニ町村會議員其ノ他ノ公職ニ從事シテ居ル方面ノ方々モ相當多數ニ、其ノ召集者……召集セラレマシタ中ニ混ツテ居リマシテ、其ノ相當多數ノ人ガ、又召集ノ結果ト致シマシテ、現行法規ノ解釋上ハ當然ニ其ノ職務ヲ失フコトニナリマスルノデ、從來餘リ目ニ立ツテ居リマセヌデアリマシタ事實ガ非常ニ目ニ立ツテ參ッタヤウニ考ヘラレルノデアリマス、是ハ戰爭、事變ノ爲ニ召集セラレタ者ガ其ノ召集中資格ヲ失フト云フコト

ハ、是ハ現行法ノ長年ノ建前デアリマスルガ、ソレガ召集解除ニナリマシテ、普通ニ歸ツテ來タ後ニモ其ノ資格ガ失ハレタ儘デハ氣ノ毒デアアルカラ、何トカ考慮ノ餘地ハナイデアラウカト云フコトハ、モウ昨年ノ七月、八月、九月頃ニ相當話ヲ伺ツテ居リマシタ、併シナガラ現行法ノ解釋ト致シマシテハ、是ハモウ致シ方ノナイコトデアルト思フノデアリマス、之ヲ何トカ救ヒタイト云フ考デアラウト思フノデアリマスガ、即チソレ等ノ人々ガ召集カラ歸ツテ參リマスト、召集解除ニナリマシタ後ハ元ノ職ニ復スル、元村會議員デアッタ者ハ村會議員ニナル、併シ其ノ爲ニ議員ノ定數ニ影響ガアル譯デアリマスルカラ、影響ガアル議員ノ定數ハ一應其ノ任期ノ間ダケハ増加シタモノト見ル、併シナガラ關員ガアレバ、其ノ關員ノアル所ハ増加シタモノト見ル必要ハナイノデアリマスガ、已ムヲ得ナイモノハ増加シタモノト見ルト云フコトガ此ノ點ニ付テノ建前デアリ、此ノ法律案ノ第二條ガ大體サウ云フ心持デ出來テ居ルヤウニ思フノデアリマス、ソレカラ第一條ノ方ハ選舉權行使ニ關スルコトデアリマシテ、マダ其ノ

事實ハ餘リ的確ニ起ツテ居リマセスケレドモ、百萬ト號スル多數ノ兵ガ出マシテ、是ガ召集解除ニナツテ歸ツテ參リマスルト、選舉權ハ解除ト共ニ恢復致シマスケレドモ、名簿ニ登録セラレテ居リマセヌ爲ニ、ト申シマスルノハ、名簿ハ九月十五日ノ現在デ作ル、定時名簿ニナツテ居リマス、其ノ九月十五日ノ時ニ向フニ召集セラレテ居リマスルト、其ノ時ニ選舉權ノナイ者ニ、其ノ日現在名簿ノ解釋上當然ナリマスノデ、名簿ニ載ツテ居リマセヌ、歸ツテ參リマスルト、其ノ選舉權ハ元ニ還リマスケレドモ、名簿ニ載ツテ居リマセヌ爲ニ投票ニ行クコトガ出來ナイト、斯ウ云フコトニナリマスルガ、國家ノ大事ニ召集セラレテ勳功ヲ立テ歸ツテ來タ者ガ、名簿ニ載ツテ居ラヌ爲ニ投票ガ出來ナイ、資格ハ、選舉權ハ當然恢復シタケレドモ投票ガ出來ヌト云フコトハ、決シテ國家ガ其ノ人ヲ待遇スル所以デナイト、斯ウ云フ意味デアラウト思フノデアリマシガ、從ヒマシテサウ云フ場合ニハ臨時ノ名簿ヲ作りマシテ、選舉ニ其ノ人達ガ實際參加ノ出來ルヤウニ臨時名簿ト申シマスカ、追加名簿ト申シマスカ、サウ云フ名簿ヲ臨

時ニ作ッテ投票ヲ出來ルヤウニサシテヤリ
タイト、斯ウ云フ心持ガ此ノ第一條ノ選舉
人名簿ニ關スル所ニ現レテ居ルト思フノ
デアリマス、サウ云フ御説明ニ衆議院ニ於
キマシテモ伺ッタノデアリマシテ、是ハ伺ッ
テ見マスルト、又相當理由ノアルコトノヤ
ウニ思フノデアリマス、唯是ハ今回ノ事變
ニ關スル一時ノ立法、今回ノ事變ノミニ付
テノ立法トナッテ居ルノデアリマシテ、之ヲ
遡ッテ、此ノ現在ノ法制ノ根本ノ基本的ナ法
規ニ迄ドウ云フ風ニ響イテ來ルデアラウカ
ト云フコトニナリマスルト、是ハ相當重要ナ
問題デアリマスルシ、慎重ニ考ヘナケレバナ
ラスコトト思フノデアリマスガ、マア差當リ
現在起ッテ居ル此ノ事件、而モノレハ從來餘
リ豫想シテ居ラナカッタヤウナ事實ガ起ッタ
爲ニ、考ヘラレルデアラウヤウナ事實ヲ救
ヒマスル爲ニ斯ウ云フ便宜的ナ立法ヲ致シ
マスルコトハ、只今申上ゲマシタヤウニ相當
ノ理由ノアルモノノヤウニ考ヘラレルノデ
アリマシテ、又斯ウ致シマシテ、別段弊害ト
云フ程ノモノモマア無カラウカト、是モ色
色考ヘ方デアリマスルケレドモマア思ハレル
ノデアリマシテ、從ヒマシテマア此ノ法律
案ガ貴衆兩院ノ御協賛ヲ得ル運ビニ相成リ
マスレバ、其ノ御趣旨ヲ十分ニ尊重致シマ
シテ、此ノ法ガ適當ニ其ノ趣旨ニ行ハレマス

ルヤウニ政府ト致シマシテモ善處ヲスル、
ト斯ウ云フヤウニ考ヘテ居ルト思フノデア
リマス、大體法案ノ内容ナリ、政府ガ此ノ法
案ニ對シテドウ云フ見方ヲシテ居ルカ、心
持ヲ持ッテ居ルカト云フコトハ、只今申上ゲ
マシタ所デ御諒承戴キタイヤウニ考ヘマス
○委員長(男爵大森佳一君) 何か御參考ノ
爲ノ、參考資料御要求ハゴザイマセスカ
○男爵沖貞男君 少シ御無理ナ御註文カモ
知レマセスガ、道府縣町村別ニシテ議員ト
シテ應召サレテ居ル數ヲ御伺ヒ出來ナイモ
ノデゴザイマセウカ、少シ無理ナ御註文デ
セウガ、陸軍ノ方ニ關係モゴザイマセウカ
ラ、御發表出來ナイカモ知レマセスガ、サウ云
フモノガゴザイマシタラ參考トシテ戴キタイ

○政府委員(坂千秋君) 衆議院ニ於キマシ
テモ御同様ノ御話ガアリマシテ、政府デ取
調ベマシタモノノ數ヲ一應御配付申上ゲタ
モノガアリマスルノデ、ソレヲ文書ニ致シ
マシテ御目ニ掛ケタイト思ヒマス
○潮惠之輔君 只今ノ沖男爵ノ御希望ノ材
料ヲ政府カラ戴キマスル場合ニ、併セマシ
テ、其ノ内デ既ニ繰上ゲ補充サレテ居ルモ
ノ竝ニ繰上ゲ補充ノ途ニ依ラズシテ補關選
舉ニ依ッテ補關シタモノ、又何レノ方法ニ
依ッテモマダ補充ガ付イテ居ラナイモノ、斯
ウ云フモノノ數ガ、恐ラク御調ガアルダラ
ウト思ヒマスカラ、同時ニ御示シテ願ヘレ
バ大變仕合セグト存ジマス、ソレカラ尙私
ガ御願ヒ致シテ置キタイノハ、少シ御無理
カト存ジマスケレドモ、此ノ昨年ノ九月十
五日ノ定時名簿ノ調製期日ニ、召集ニ應ジ
テ其ノ爲ニ登録セラレナカッタ者ガ概數ド
レ位アルノデアルカ、是ハ強ヒテトハ申シ
マセス、大變廣イ面倒ナ御調ベカト思ヒマ
スルカラ、出來マスナラバト云フ程度デ御
願ヒ致シタイト思ヒマス、ソレカラ最後ニ
今一ツハ、矢張り事變デ應召ヲシマシタ爲
ニ申サバ失格ヲシタト云フ、議員デナイ、
自治團體ノ名譽職ナリ吏員ノ數ガ御分リニ
ナルナラバ、御示シテ願ヒタイト思フノデ
アリマス、本案ハ議員ノ事ダケヲ規定スル
モノラシク拜見シマスケレドモ、ソレト併
セテ考ヘル場合ニハ、市町村等ニ於ケル吏
員デ、召集ニ應ジテ、ソレガ爲ニ其ノ職ヲ
失ッテ居ル者ガアルナラバ、其ノ數ヲ御調ベ
ガ願ヘレバ結構ダト思ヒマス、是ダケヲ希
望致シテ置キマス

○政府委員(坂千秋君) 出來ルダケ御趣旨
ノヤウニ調ベテ御目ニ掛ケタイト思ヒマス、
只今御言葉モゴザイマシタヤウニ、此ノ名
簿ノ關係、名簿漏レニナッテ居リマス選舉權
者ノ數ノ關係モ尙能ク調査致シマスルガ、或
ハ困難デアルカモ知レマセス
○委員長(男爵大森佳一君) モウゴザイマ
セスカ……其ノ資料ハ明後日迄ニ成ルベク
一ツ御廻シテ願ヒマス
○政府委員(坂千秋君) 承知シマシタ
○委員長(男爵大森佳一君) 如何デゴザイ
マセウ、御質問ハ次回ニヤルコトニ致シマ
シテ、今日ハ此ノ程度デ散會ヲ致シタイト
存ジマスガ……
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○委員長(男爵大森佳一君) 明後日、即チ
十九日ノ午後二時ニコチラデ開會ヲ致シタ
イト思ヒマス、御承知ヲ願ヒマス、是ニテ
本日ハ散會致シマス
午後二時一分散會
出席者左ノ如シ

- 委員長 男爵大森 佳一君
- 副委員長 子爵豊岡 圭資君
- 委員 潮 惠之輔君
- 男爵沖 貞男君
- 岡田 文次君
- 油井 徳藏君
- 宇野 勇作君
- 辻 兵吉君

- 政府委員
- 内務政務次官 勝田 永吉君
- 内務省地方局長 坂 千秋君